

【宮古島市立 南小学校 スポーツ少年団規約】

この規約は、宮古島市スポーツ少年団の趣旨に則り、児童の健全育成をめざし以下の通り定める。

1. スポーツ少年団等は、児童の健全育成をめざして行なわれることを原則とする。
2. スポーツ少年団等は教育活動の一環として捉え、技能の向上をめざすと共に小学生らしい態度（礼儀、言葉遣い、規範意識）をしっかりと身につけるようにする。
3. スポーツ少年団等の設置申請 及び 指導者の登録について
 - （１）スポーツ少年団等の設置にあたっては、スポーツ少年団等の代表者が教育委員会（生涯学習振興課社会教育係）に申請し、登録を行う。（任意）
 - （２）スポーツ少年団等の指導者は、児童・保護者や地域関係者との合意のもと適切な指導ができるものを決定し、代表者が教育委員会（生涯学習振興課社会教育係）に申請し、登録を行う。（任意）
4. スポーツ少年団等を実施するにあたっては、年度始めに、指導者、保護者会長、部員の氏名報告を学校に行う。（第１回のスポーツ少年団連絡会で用紙を配布：２０日までに提出）
5. スポーツ少年団等の活動日、活動時間等の設置基準
 - （１）週当たり３日以上（平日２日以上、週末１日以上）の休養日を設ける。
 - （２）１日の活動時間は、長くとも平日は２時間以内、学校の休業日は３時間以内とする。
※低学年（１～３年生）については、発達段階を配慮し、活動時間は長くとも平日・休業日ともに１時間３０分程度とする。
6. 完全下校時刻は以下の通りとする。

（１） 夏 期（４～８月）	１８時４５分完全下校
（２） 春秋期（２・３月， ９・１０月）	１８時３０分完全下校
（３） 冬 期（１１月～１月）	１８時００分完全下校

※下校時刻１０分前までに練習を終了し、下校終了時間までに帰宅させる。

※指導者の仕事の都合上、下校時刻を越えそうな場合は学校（教頭）へご連絡下さい。

１日の活動時間平日２時間以内の設置基準をもとに相談にのりたいと思います。
7. 指導者が不在で児童のみのスポーツ少年団活動は、安全管理上認めない。但し保護者が安全管理をする中での活動はその限りではない。
8. 児童が下校するにあたっては、十分安全管理を行なう。保護者の迎えが望ましいが、それができない場合は指導者、保護者会が責任を持って下校させる。

9. 任意のスポーツ傷害保険に加入し、けが等の場合に備える。
10. スポーツ少年団等で使用する学校備品は、学校長の許可を得てから使用し、使用後は決められた場所（体育館内【校内】）に返却する。（各スポーツ少年団活動の学校関係鍵借用書の提出は20日まで）各自の用具等の管理は、指導者が責任を持って行う。（後片付けをしっかりとらせて下さい）
11. スポーツ少年団等で使用している場所（運動場、体育館、体育館倉庫、更衣室、プール横・体育館トイレ）は定期的に清掃し、清潔で安全・安心な状態で活動ができるように努める。
12. 指導者、保護者会は常に学校と連携を密にし、学校の教育方針に沿った運営に努める。

【合理的で効率的な活動】

- スポーツ少年団等の責任者及び指導者は、児童の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・児童が自ら意欲を持って取り組むような指導の工夫
 - ・雰囲気づくりなどの心理面を配慮した指導の工夫
 - ・児童のよいところを見つけ伸ばしていく肯定的な指導
 - ・児童の状況の細かい把握と個に応じた児童 等
- 毎月第3日曜日「家庭の日」の休養